

III. スポーツ権論の現代的展開

1. 内海「スポーツ権」論の研究手法について

-その批判的検討-

関 春南

はじめに

‘研究を発展させる’とはいかなることか。これは、われわれが共同研究を進める中で問われ続けていることである。単純化してひらたくいえば、それは、われわれの一人ひとりが、相互に影響しあいながら、質の高い内容の論文を多量に生み出していくことであろう。ではどうしたらそれが可能になるのか。

研究は、まずもって「個人的な営み」である。個々人が提起した課題を、個々人の責任において、一定の理論を通じて、解決していく過程である。しかし、「個人的営み」には限界がある。その限界を打ち破っていくものが、「集团的営み」であろう。集団の中で検討され、練られていない理論は、往々にして独善的であり、何ら説得力を持ちえない場合がある。社会科学の真理の認識自体が集团的になされてきたことの現れでもあろう。つまり、集団の中で切磋琢磨することが、すぐれて重要な意味をもっているということを改めて確認したいのである。

なぜ、私が、今、このようなことをいうのか。訝る者は、われわれの『研究年報1991』編集後記を見られたい。そこで旧研究部長の上野氏は、大きな問題を提起している。氏はいう。「この間、研究活動の共同自体が崩れつつあるのではないか。個々人の研究活動は進んでいるが、共同としては停滞ないし後退が生じていると考える。その理由として次のような認識状況があげられる。意見が違って（違って構わないし、むしろそうであってもいい）、どこでかみあわないのか、という

ことの確認もできないことから、議論してもつまらないという気分が生じている。実りある議論、生産的討論にならず、相互の学びあいがなければ不毛感しか残らない。全面的にそうになっているとはいわないが、その状況はあり、深刻な反省が求められていると考える」。

この提起を「深刻に」受けとめて、なすべき重要なことの一つが、「相互批判の活性化」であると私は考える。上野氏もいうように、「意見の相違」はあってよい。しかし、それがそのまま「そっと置かれている」ところに問題があるのではないか。見解の相違、方法の相違そして立場の相違といった「違い」は、実は、あらたな発展の原動力としての「矛盾」なのであって、むしろ、大事にしなくてはならない財産なのである。そして、実り豊かな財産にしていくために不可欠なのが、相互の科学的で節度のある批判と批判を受けとめる柔軟な精神、真理の前に頭を垂れる謙虚さではないだろうか。

以上のような問題状況認識にもとづいて、私は、私と研究領域も対象もオーバーラップしているところの多い、また、大胆に問題を提起している内海氏の所論について、今回は、特に、氏の中でも核心的な位置を占めている「スポーツ権」論に限って、その基本的な何点かについての、批判的な検討を行いたいと思う。研究水準を如実に現すのが「批判」であるといわれることからしても、私の批判が科学的で建設的な批判たりえているか、自信はないが、「相互批判の活性化」のために、敢えて第一石を投じてみたいと思う。

I. 提出した疑問点と対応

われわれの研究会での私の報告（「『スポーツ権』のためのたたかい」1991.7.9）のなかで、私は、内海氏の著作『スポーツの公共性と主体形成』1989年（内海－『ス』）において展開されているスポーツ権論について率直な疑問を提出した。その内容と氏の受けとめ方から論をはじめたい。

私の提出した疑問の第一は、氏のスポーツ権論の総括の方法についてである。氏は、70年代からのスポーツ権論の動向を整理し、その特徴を次の三点で捉える。その第一は、スポーツ権論の研究は、「70年代に集中している」ことであるという。第二は、「体育・スポーツ研究と法学との関係」にあるという。「法律関係者が、法理論において緻密さを示し」、「スポーツ権の発展の要所を占めている」のにたいし、「体育・スポーツ関係者は体育・スポーツの本質論、スポーツ権の条理においてリーダーシップを発揮しているように見える」という。そして第三は、「社会権としてのスポーツ権が一般化しつつある」ことであるという。

ここには、スポーツ権論研究の動向の現象面は述べられているが、スポーツ権論の内容に関わる論点（たとえば、従来の「スポーツ権」論はどのように分類され、そこでは何がどのように展開されており、問題の論点はどこにあるか、といったようなこと）は何ら提出されていない。法律関係者が「スポーツ権の発展の要所を占めている」というのであれば、いかなる意味でそれが「要所」なのかを明示しなくてはなるまい。氏は、1972年以降の25本の論文のテーマを表にして掲げているが、これらをどのように分析されたのか、理論の中身がいっこうに見えてこない。総括の視点と方法に問題があるのではないか、というものであった。

第二は、スポーツ権における社会権強調の論理についてである。

氏は、61年に成立した日本の「スポーツ振興法」が、「社会権としてのスポーツ権」を欠いているという認識から出発し、スポーツ権における社会権の保障の強調を面前に押し出す。氏は、このよ

うな認識の正当性を支える一つの重要な根拠として、ドイツ民主共和国憲法のスポーツ規定とそれに基づいた政令や労働法をモデルとして挙げ、次のようにいう。「労働とスポーツの関連、そしてスポーツ保障の法体系として、理論的にも実践的にも最も進んだものと考えられよう。社会主義国のスポーツは一般に、大衆化においても高い水準にあるが、その背景の一つにこうした広範な社会権の保障に支えられてることは言うまでもない」（内海－『ス』114頁）と。

この認識と評価は正しいだろうか。「実践的にも最も進んだもの」であると、どのような論拠でいうのか。法文上の社会権の「保障」は、実際には、エリート選手に向けられ、国民大衆は、むしろ「保障」から疎外されていたのではなかったか。党と国家の統制管理下にあつて、スポーツの自由権が極めて限定された中にあつて、社会権の「保障」が「実践的にも進んでいる」と果たしていえるであろうか⁽¹⁾。すなわち、ドイツ民主共和国のスポーツ権規定やスポーツの実態をア prioriに「最も進んだもの」とモデル化し、これとの関係で社会権を強調するという論法であるが、果たしてこれは妥当性をもつものであるのか、というものであった。さらに、私は、氏が「スポーツ権の発展の要所を占めている」と評価し、「社会権の保障」を面前に押し出すうえでのバックボーンとした法律家の大川氏の論文の非科学性を全面的に分析した（報告の詳しい内容は、『生涯スポーツの創造』第2号に収録されているので参照されたい）。

これについては、氏から「89年ベルリンの壁が破れ、西への吸収合併という今日の自体が起こるまでは、情報量も少なく東の実態を正しく認識しえなかったから、致し方ないことではなかったか」との反論があつた。これに対し、他の参加者から、「情報量は必ずしも少ないとはいえない。知ろうとすればいくらでも正しく知ることはできたはずである」との意見がだされた。

第三は、内海氏が、階級社会成立以来の「スポーツ権」の存在を主張していることに対して、ど

のような論理で、そのような主張がなされるのか。とりわけ、氏は「資本主義の安定期に入ると、資本家の占有が進み、公共性はかつての奴隷主、封建貴族の公共性と同様に、自らの階級の要求を自らの権力によって達成するのであるから、権利と公共性の主張において『権力機関』との基本的矛盾は存在しなかった」（内海『ス』131頁）というが、権利主張の基本的性格を、個人間あるいは個人と国家つまり権力との対立関係・矛盾にあると解する私の見地（尚、これは今日では議論の余地のない通説と考えるが）からすると、「権力機関」との矛盾の存在しない「スポーツ権」とは、一体いかなる権利なのか、理解できない、というものであった。これに対して、氏は、「あなたは、私の権利論を誤解している。私のそれは、所有論から導きだされたものであり、その点からの考察がなくては、正しく理解していただくことは出来ないであろう」という旨の返答がなされた。

本稿は、この第三点めを更に展開し、認識の違いの根拠を明らかにしようとしたものである。

II. 「スポーツ権」概念の捉え方

問題は、どうやら、「スポーツ権」という概念（氏は、この他に、「スポーツの権利」という表現を用いているが、その概念の差異についての言明はない）の捉え方にあるようである。

氏は、階級社会以後の「スポーツ権」の存在を主張し、次のような表を掲げる。

スポーツの権利・公共性の歴史 内海『ス』126頁

	スポーツの権利	スポーツの公共性
原始共同体	(スポーツ所有) 種族構成員の共同所有 原始的、未分化な「権利・公共性」の存在	
奴隷制社会	(スポーツ所有) 奴隷主のスポーツ(奴隷主=市民のスポーツ所有) 「市民的」権利 スポーツ祭典の参加資格	「市民」の公事=公共性 公事としてのスポーツ祭典
封建制社会	(スポーツ所有) 主要には貴族のスポーツ 貴族の特権 他階層へのスポーツ禁止令	貴族内での公共性
資本主義社会	(スポーツ所有) 市民=ブルジョアジーのスポーツ独占 ブルジョアスポーツ権 アマチュア規定 ↓ アマチュアリズムの破綻	ブルジョア的公共性
社会主義社会	(スポーツ所有) 全人民によるスポーツ所有 スポーツの自由権と社会権の統一 スポーツの私事性と公共性の統一	人民的公共性

氏は、ここで、「権利」と「公共性」を一体のものとして論じているが、私は、ひとまず「公共性」論は捨象し、「権利」論だけについて展開したい。

そこでまず、氏が、どのような論理でこれを主張しているのか、氏の展開に即して見ておきたい。

氏は、「権利」とは何か、また、「権利」であることの「規準」は何かということを導きだすために、渡辺洋三の次の文章を引用する。すなわち、「権利は、私的利益や生活要求を基礎にし、そこから出発するものであることはたしかであるが、それにとどまることなく、社会的正義としての公的性質をおびたものとして普遍的に承認された利益内容のことである。この点が、権利と単なるエゴイズムとの差異である」（渡辺洋三『法を学ぶ』1985年、210頁）。「権利は、私的利益が、社会的利益の対立と相互承認をとうして形成されるとするならば、それを最終的に支えるものは、その利益の担い手の社会的力関係の動態であり、その力関係に応じて、権利は変動する」（同前、221頁）。そして、この文章から次のような結論を導きだす。「ここで注視しておきたいことは、多様な要求が権利としての承認を得るには、社会的な力関係のもとで、何らかの『権力機関』の承認を必要としていることである。……『権力機関』の承認の有無、公認を得ているかが規準となるであろう」（内海『ス』125頁）と。

さて、「『権力機関』の公認が『規準』である」とは、いかなることか。認める主体が権力であるから、当然のこととして、権力を握っている者が「権利」についての決定権を握っている、つまり、「権利」をもっているということを意味している。このように考えれば、先の表にあるように、権力関係の発生した奴隷制社会から、権力を握っている側の権利としての「スポーツ権」が存在したという主張が理解される。

氏はさらに、権力を握っているということは、「生産手段を所有している」ということであり、この「生産手段の所有者が、生活手段の所有者であり、余暇とスポーツの所有者でもある」（内海

『ス』126頁)という認識に立ち、この所有関係つまり生産関係の変革の問題を「スポーツ権」論の中心的な枠組みに据える。「所有論の視点」から「スポーツの権利」を考察するとは、この意味であった。「スポーツ所有論」という氏固有の概念は、ここからつくりだされたと解されうる。

Ⅲ. 論理の展開と理論的枠組み

上記の論理展開の中にある問題の第一は、渡辺洋三の「……その力関係に応じて、権利は変動する」という文章から、内海氏は、「『権力機関』の承認」が「権利」成立の「基準」であるという、氏の「スポーツ権」論にとって決定的な意味をもつ内容を、あたかも渡辺洋三の論旨であるかのごとく述べている点である。渡辺洋三の引用された文献を見ても、このような表現や内容のことを彼はどこでも述べていない。渡辺は、権利成立の条件として、別の箇所でも、次の四点をあげている。第一に、社会的諸個人の間を、平等な関係として承認しあうこと(平等性)。第二に、権利は、諸個人相互の、あるいは個人と国家との関係が対立関係にあることを前提とすること(対立性)。第三に、その対立する当事者の一方の利益の正当性が相手方によって承認され、その間に合意が成立すること(社会的正当性についての合意)。第四に、利益を主張できる範囲や義務を負う範囲(いいかえれば合意の中味)が、論理的に確定されること(渡辺、前掲書、210-216頁)。以上である。もし関係づけるとすれば、第三の「合意の成立」であるが、これとて、あくまでも「合意」であって、「権力機関」だけの「承認」が「基準」となる、などということでは毛頭ない。

引用文の箇所では、渡辺は、権利というものは、「『権利をめぐる闘争』における社会的力関係の所産」であるということ述べているのであって、内海氏の読み取りかたは、強引すぎて無理がある、というよりも、明らかに誤りであるというべきであろう。

問題の第二は、「スポーツ権」を論ずる上での理論的枠組みそのものの問題である。「権力機関」

の「承認」が、「権利」の「基準」であると規定することによって、「権利の根底を規定する要因は生産関係に求められる」というテーゼが打ち出される。そして、生活手段やスポーツの所有関係を規定している生産関係の変化、つまり、生産手段の所有関係の変化が「スポーツ権」を規定する中心的モメントであるとされ、先の表のような社会構成体による「スポーツ権」の発展段階論が提出される。これが氏の理論的枠組みである。この理論的枠組みからすれば、「社会主義社会は生産手段の社会的共同所有を基本とする体制であり、ドイツ民主共和国憲法を筆頭として、スポーツの権利・公共性は、手厚く保障されており、国民スポーツの大衆化・高度化では著しい進歩を示している」(内海『ス』130頁)という氏の社会主義社会礼讃は論理的必然でもあった。

しかし、生産関係=所有関係つまり土台が変われば、上部構造はそれにつれて変わっていき、たとえば上部構造の一つである「スポーツ権」もまた実現されるはずであると単純に考えるこのような見解は、ソビエトや東ヨーロッパ社会主義諸国の崩壊した今日では、もはや否定しえないかたちで、その誤りが実証されているといえるが、実は、社会科学とりわけ哲学や思想の分野では、すでに1980年当初から「ソ連型マルクス主義とそれに追随する人々のいう通説」というかたちで批判されていたものであった。例えば、芝田進午は次のようにいっていた。「この通説によれば、生産関係=所有関係が社会の物質的土台であるとみなされ、したがって資本主義的生産関係が社会主義的なそれへ変革されれば、『ブルジョア民主主義』よりもはるかに高度の『プロレタリア民主主義』が出現すると主張されてきた。そして、物質的生産諸力(その核心をなすのは『労働者階級の発展水準』である)の民主主義と社会主義にとっての意義を強調する見解は『生産力説』にすぎないとしりぞけられてきた。たしかに、この立場は、カウツキーらの『生産力説』を批判する点では有効であったが、にもかかわらず、生産諸力の意義を軽視する逆の誤りに陥ったことが反省されなければなら

ない。実際、資本主義的（ならびに前資本主義的）生産諸関係が『社会主義的』なそれに変革された『社会主義』のいくつかの国では……ベトナムなど若干の国をのぞいて……、スターリンのもとでのソ連、『文化大革命』下の中国、ポル・ポトのカンボジアの例にみられるように、『プロレタリア民主主義』の名のもとに、おどろくべき反民主主義的すなわち専制主義が出現し、それは他国民にたいしては覇権主義（カンボジアのばあいは、中国の覇権主義の道具）になって、民主主義と社会主義の理念をいちじるしく傷つけてきた⁽²⁾。内海氏の理論的枠組みは、この「通説」の「スポーツ権」論への機械的適用とみなさざるをえない。

IV. 概念的把握の問題について

氏の論理の筋道をていねいに辿り、いわんとするところを理解しようとするのは、私には、大変困難なことであった。それが何故であるのか、最後に考えてみた。以下要点のみ記しておきたい。

その第一は、理論的根拠を明示することなく、ある権威によりかかって論を展開しているのではないかと感ぜられる点である。「ソ連型マルクス主義とそれに追従する人びとのいう通説」に依拠していることの問題性については述べたが、具体的な点で他の例を挙げよう。先に触れたところであるが、氏は、70年代の「スポーツ権」論の動向を総括し、二人の法律家の論文を「総括的位置」にあり、「スポーツ権の発展の要所をしめている」と評価するわけであるが、いかなる意味で「総括的位置」であり、いかなる意味で「発展の要所」なのか、総括する上での論理展開において要を占めている内容であるにもかかわらず、何ら示していない。あるいは、公共性論の動向を述べて、氏は、「ドイツの条件下における市民的公共性を究明したハーバーマスの提起はやはり出色であろう」（内海『ス』119頁）という。だが、数あるなかで、ハーバーマスの提起が、いかなる意味で「出色」であるのか、これも明示されていない。こうした肝心な点の理論的根拠の明示がなくては、その後の展開が胸に落ちてこないであろう。

第二は、概念の厳密性の問題である。氏は、「権利・公共性」という概念を用いる。その理由として「両者が不可分のもの」であるからという。しかしここでは、それぞれの内容や両者の関係を深く捉えることはできないであろう。というのは、両者は「不可分」かも知れないが、明らかに異なった概念であるからである。たとえば、水や空気は、それなしにはなにびとも生きていけず、また、なにびとも開かれたものであるという意味で、公共性をもつものであるが、環境破壊が進み、水や空気が汚染されるに及び、始めて、きれいな水を飲み、空気を吸うことは、「権利」であるという自覚と主張が生まれ、その実現のための運動が展開し、権利の実現にむかう。つまり、権利性のベースには公共性が常に存在するが、その意味では「不可分」のものであるが、同一に扱われるものではない。

あるいはまた、氏は次のようにいう。「資本主義スポーツの根本はその本質部分では公共性（社会的所有）と個人主義（私的所有）とが対立物の統一として存在する。であるから資本主義が崩壊し社会主義に移行する中で、スポーツの主導的要因は個人主義から公共性へ転化するわけである。「個人主義」と「公共性」との対抗関係は、氏のキーワードとなっているが、前者は、個々人の人格、思想や良心を至上のものとする立場であり、資本主義の発展、そこでの「近代市民社会」の発展のなかで育まれた、まさに「主義」であって、後者のように事物がもつ「性格」と同一の次元で扱うには、あまりにも無理がある。従って、スポーツの発展の方向性を「個人主義から公共性へ転化」といったとき、個人主義の止揚どころか、精算主義的廃棄すら感じてしまうのである。厳密な規定なしに、自らの理解のみで概念を使用することは、読む者の理解を妨げるものとなろう。

また、氏は、「スポーツ所有」という新しい、刺激的な概念装置を提示しているが、これまでわれわれが、「文化としてのスポーツを享受する」といっていることと、内容はどのように異なるのか、不明である。新しい概念装置が必要な場合の

あることはもちろんある。だが、それは、既存の概念では、どうしても内容を表現できない場合にのみ、提出されるべきであって（そのことが、読者に納得されねばならない）、そうでない場合は、いたずらな混乱をまねくだけであろう。

社会科学は、厳密に規定された概念を一つひとつの積み上げていく、まさに「概念の体系」であるといわれる。共通認識は、そのときはじめて得られ、それがまた概念を豊かにしていくのではないだろうか。

第三は、「スポーツ権」概念は、ダイナミックに把握されているか、という問題である。氏の「スポーツ権」の歴史をみると、奴隷制社会は、奴隷主＝市民がスポーツを所有し、つまり「スポーツ権」をもち、封建制社会は、貴族が「スポーツ権」をもち、資本主義社会は、ブルジョアが「スポーツ権」をもち、社会主義社会は、人民が「スポーツ権」をもつ、ということになる。これは、所有している者が、権利を持っているということを行ったに過ぎないのであって、残念ながら、「権利」のもつダイナミックな内容を窒息させているといわざるをえない。イエーリンクの『権利のための闘争』を引き合いに出すまでもなく、「この世における一切の権利は闘いとられたものである」という、「権利」概念のもつ極めて主体的な性格は、「所有」という客体化された概念で置き換えることによって消えてしまうのである。

私はかつて「権利」確立の過程を次のように書いた。「権利であるということの出発点は、その事柄が、あるいは、その主張が、正当である、人間にとって当たり前である、当然の要求であるという認識と権力に対する要求の提示があり、それが、広く民衆的・社会的に同意・承認され、熾烈な闘いをへて制度的な保障つまり立法化される。立法化されれば権利は確立したかというところではない。この法律を実質化するための裁判闘争が行われていく。権利はこのようなダイナミックな過程のなかで一つひとつ確立されていったのである。このような権利確立の過程を一貫してつらぬいているものは、民衆の要求とたゆみない闘いで

ある」（拙稿「『スポーツ権』のためのたたかい」『生涯スポーツの創造』第2号、1991年、94頁）。

「権利」概念は、このようなダイナミックな過程のなかで捉えるべきであると考えられる。従って、「スポーツ権」という概念は、奴隷制社会から存在した、というような固定的なものではなく、近代における基本的人権の思想をベースにして、現代、とりわけ、戦後の60年代以降、権利として自覚され、要求として提出され、その確立のために闘われている、まさに「新しい人権」なのである。

以上で、私の批判的検討をひとまず終える。厳密に読んだつもりだが、「スポーツ所有」論という大胆な問題提起に対して、まだまだ誤解しているのではないかと恐れる。また、節度のない、礼を失した批判になっているのではないかと心配である。内海氏からの率直な指摘と反批判を、そしてまた、皆さんからの忌憚のないご意見をお待ちしたい。

注

- (1) スポーツにおける自由権が保障されていなかった実態については、Holzweissig, Gunter: Sport und Politik in der DDR. Verlag Gebr. Holzappel, Berlin, 1988. 拙稿「問い直される東ドイツのスポーツ」唯物論研究会編『思想と現代』第23号、1990年参照。
- (2) 芝田進午『現代民主主義と社会主義』1981年、34頁。また近年のラディカル（根底的）な批判としては、平子友長『社会主義と現代世界』1991年がある。